

2007年10月18日

二十三区清掃主管部長会
会長 森田 泰夫 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長
西川 卓吾

協議調整を区長会から下命されている清掃部長会への申入(提案)

東京都労働委員会(以下、「都労委」と略。)が、この間、示してきた昨年7月26日の「要望書」や今年6月19日の「要望」のもつ意味は、労使双方が自主的に労使紛争を解決することを期待してのことです。使用者としての労使紛争当事者である区長会も「要望書」を受けて、都労委の意向に沿う判断を行い、協議調整の場の設置を昨年10月16日の総会で決定しました。

また、協議調整の結果として23区に共通する課題がある場合に、清掃部長会として考え方をまとめることは出来たとしても、そのことが直ちに「決定ではない」、言葉を代えれば「労使合意ではない」ことを示したものが、「但し、交渉の場ではない。」と表現されているものと、私たちは受け止めているところです。「交渉の場」であれば、その場で協議が整えば労使合意となるはずのものだからです。

都労委としての事実上の和解勧告の関係においても、最早、時間的な猶予はないと判断しているところです。清掃事業において1年間で極めて重要な年末年始作業や来年度のサーマルリサイクルの計画策定などを考えても時間的にはギリギリとなっています。これらの課題も含めて以下の通りの申入れを行います。私たちは以下の通りに考えておりますので、清掃部長会としての対応を求めます。

記

1. **年末年始作業日を含めた年間作業日**は、現在23区が共通して月曜日から土曜日を作業日とし、1月1日を除く祝日は作業を行う日としています。また、日曜日の作業については事業執行の必要に応じて、それぞれが業務内容・規模、配置人員、必要車両などを各区の交渉で確定しています。

今年度の作業日の場合には、結果的であれ、自明のことであれ、事実として23区、清掃一組において同一作業日として設定されています。また、最終処分を受け持つ東京都においてもまったく同じになっています。今年度の作業日については、昨年度末、ほとんどの各区長と労働協約を締結しましたが、内容は同じものでした。

将来的に、現在と同様に全区が同一の作業日を設定するか否かは不明ですが、現実にはまったく同一の作業日を設定されていることから、私たちにとっては基本的な労働条件の労働日である作業日の設定は、交渉の効率のうえからも共通した協議が最も自然な対応であると考えます。

なお、日曜日に関わる作業の設定は、大枠を協議したうえで具体的な協議は各区で行うことで十分な対応が出来ます。年末年始作業に関わる作業日の設定も、同様に、大枠の確認を共通して行い、確定は各区において行うことができるものです。

従って、取扱いは共通しての労使協議が必要な項目とします。

1'. 今年度の年末年始作業については、以下の通りに取扱うこととします。

前述のように今年度の作業計画の作業日は、清掃一組を含めて全区に共通しています。従って、年末年始作業についても同様に共通していると判断します。昨年度は各区との交渉をもちましたが、今年度については、提案される内容が「各区、一組に共通している」ことが協議調整の場で確認されれば、各区交渉に入る条件が整ったとして取扱います。

- 1) 年末年始対策期間 12月24日(月)～1月10日(木)とする
なお、し尿収集は、12月21日(金)～1月12日(土)とする
- 2) 作業日
年末は12月30日(日)まで、年始は1月4日(金)からを作業日とする
- 3) 日曜日等の扱い
12月31日(月)、1月6日(日)は作業休日とする。ただし、12月31日(月)の主要繁華街等作業実施地域(休日繁華街作業実施地域、毎日収集による早朝収集実施地域、及び各区が必要とする地域)と、1月6日(日)の休日繁華街等作業実施地域(休日繁華街作業実施地域及び粗大ごみ収集作業実施地域)の作業は行うことができるものとし、各区交渉において確定する
- 4) 祝日の扱い
12月24日の祝日は、すでに作業日として確定している
- 5) その他
清掃一組及び東京都については、上記に基づき別途協議する。
なお、上記を基本として昨年度の年末年始作業と同様の内容(別紙)に基づき実施する。

2. 清掃車両の架装基準は、労働基準法に関わる課題です。具体的には、労働安全衛生法や労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則に関わる条文や条項の関係になります。日常作業における労働者の生命と安全に関わることですから、従事する職員の意見を無視して架装基準は作ることは出来ません。また、架装基準の前提となる

車付人員も、同様な意味で確認が必要となります。

清掃車両の基準が区ごとに異なることは、各区が8割以上の車両を雇いあげている現状からは、架装基準が区ごとに勝手に決め、異なることにはなりません。また、会社ごと車両メーカーごとに仕様が異なる状態ともなれば、作業に従事する職員の安全は守られないことになってしまいます。

従って、清掃車両の架装基準および基準に直接関連する車付人員は、意見交換(労使確認)が必要な項目です。

3. 廃プラスチックのサーマルリサイクルの本格的な実施に関わっては、次の通りに扱うこととします。

1) 積載基準と積載率及び能率(収集回数)

不燃ごみについては、23区に共通しています。従って、共通した取扱いとし、意見交換(労使確認)する項目とします。

可燃ごみは、各区の資源化の手法により違いが想定されますが、共通する考え方については労使間で早急に調整・整理し、扱いも含めて協議します。

2) 週休代替要員

労使で意見交換(労使確認)が必要な項目とします。

3) 予備人員

労使で意見交換(労使確認)が必要な項目とします。

4) 中継所に関する事項

職員の身分に関わることで、共通することについては労使協議が必要な項目とします。

3'. 今年度の交渉(20年度作業計画策定)の取扱いは、以下の通りとします。

1) これまでと同様な作業(サーマルリサイクルではない作業)を行う地域での作業計画策定は、今年度のモデル収集以外の対応と同様に計画の策定をすることとします。

2) モデル実施、本格実施を問わず、サーマルリサイクル実施地域の作業計画は、この間の各区と本部との交渉を踏まえて対応することとします。積載基準については、サーマルリサイクル実施に伴って使用した基準を用いることを基本としますが、モデル実施により変更の必要があると判断される場合には、変更をすることとします。

- 3) 上記 2 点の了解が得られれば、昨年度、本部が各区と交渉した項目については労使合意が成立したと受け止めます。従って、各区において支部あるいは総支部との間で作業実施計画策定に関わる交渉を始められることとします。

4. 2000 年 4 月 1 日から 2006 年 3 月 31 日までの 6 年間統一交渉項目 11 事項として扱ってきた上記以外の項目

一 昨年の交渉体制協議会交渉では、統一交渉 11 事項は各区交渉で行うことが区長会からわが組合に通告されています。その 11 項目のうち前述した項目も含めて現在は、各区交渉事項となっています。

従って、上記の 1 から 3 が整理・和解できれば、上記以外の項目についてもわが組合として取扱いについて協議調整の場で扱う用意はあります。従って、清掃部長会において考え方が示されれば、清掃労組としてもそれらの項目を各区事項としたうえでその扱いについて検討いたします。

5. 清掃労組としての意見

都労委「要望」の「連絡」とはいわゆる情報提供に当たりますが、前述の通り情報提供で済む項目もあると私たちも考えています。

また、車両架装基準については都労委「要望」の「意見交換」、すなわち労使が意見を交換し確認することが必要な項目であると考えています。

更に、年末年始作業を含む年間作業日の設定や中継所の廃止に関わる職員の身分取扱などは労使交渉事項であり、共通基準に関わる項目は都労委「要望」の「協議調整」、言葉を代えて表現すれば「共通基準についての労使協議」が必要です。

紛争の早期解決に向け円満な労使関係を回復するため、昨年 10 月に区長会が清掃部長会に下命したことを重く受け止め、みなさまが賢明な判断をされることを求めます。よろしくお願いいたします。

なお、項目ごとの扱いは、別表「それぞれの項目別の取扱い一覧」としてまとめたのでご参照ください。

以上

別 表

それぞれの項目別の取扱い一覧

番号	項目	清掃労組からの提案	
1	年末年始作業日を含めた年間作業日	共通項目として労使で協議（交渉）	
2	清掃車両の架装基準等	意見交換（労使確認）	
3	廃プラスチックのサーマルリサイクルの本格的な実施	積載基準等	意見交換（労使確認）
		週休代替	意見交換（労使確認）
		予備人員	意見交換（労使確認）
		中継所	共通項目として労使で協議（交渉）
4	上記以外の項目	必要があれば、協議調整の場でその扱いについて扱う	
1'	今年度の年末年始作業の扱い	基本的に昨年同様の対応とする このことが協議調整の場で確認されれば、各区交渉に入る条件が整ったとして取扱い、支部または総支部が各区交渉に入る	
3'	今年度の（20年度作業計画策定）交渉の扱い	サーマルリサイクルではない作業地域の作業計画策定は、今年度のモデル収集以外の対応と同様とする	
		サーマルリサイクル実施地域の作業計画は、この間の各区と本部との交渉を踏まえて対応する なお、積載基準は、サーマルリサイクル実施に伴って使用した基準を用いることを基本とするが、モデル実施により変更の必要があると判断される場合には、変更する	
		上記2点の了解が得られれば、昨年度、清掃労組本部が各区と交渉した項目は労使合意が成立したものとして扱い、各区において支部または総支部との作業実施計画策定交渉を始める	
* 以上について最終的に合意ができれば、都労委への提訴は取り下げる			

参考資料

○地方公営企業等の労働関係に関する法律

(昭和 27 年 7 月 31 日)

(法律第 289 号)

第 13 回通常国会

第三次吉田内閣

地方公営企業労働関係法をここに公布する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律

(平 15 法 119・改称)

(団体交渉の範囲)

第 7 条 第 13 条第 2 項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

- 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

(昭 40 法 70・全改、平 15 法 119・一部改正)

(苦情処理)

第 13 条 地方公営企業等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、地方公営企業等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

(昭 40 法 70・全改、平 15 法 119・一部改正)